

令和 7 年度医療的ケア児等支援県市町村担当者会議 次第

日時：令和 8 年 3 月 11 日（水）10:00～12:00

ZOOM を用いたウェブ開催

議題等

- 1 講演「医療的ケア児と家族の暮らしについて
～進歩した点と、現場に残る課題～」
講師 かながわ県医療的ケア児者家族会～つなぐ～ 小山代表 （資料 1）
- 2 かながわ医療的ケア児支援センターについて （資料 2）
- 3 医療的ケア児の支援に係る市町村調査結果について （資料 3）
- 4 市町村における医療的ケア児等支援施策について
 - ・ 横浜市 （資料 4）
 - ・ 相模原市
 - ・ 藤沢市 （資料 5）
 - ・ 厚木市
 - ・ 伊勢原市
- 5 個別避難計画作成に係る県の取組及び作成促進のお願い （資料 6）
- 6 その他



令和7年度 医療的ケア児等支援県市町村担当者会議 ～進歩した点と、現場に残る課題～

2026年3月11日

かながわ医療的ケア児者家族会～つなぐ～ 代表 小山 陽子

Noto Sans JP

医療的ケア児支援法と 皆様のお知恵に感謝を

昨年度の議論を経て、制度は確実に
整いつつあります。
ご尽力に深く感謝いたします。

Noto Sans JP

しかし、「個別性が高い」事例や
「前例がない」ケースにおいて、
て、その負担は依然として
保護者に集中しています。

①



保護者の休息
(Rest)

②



こどもはこどもの
中で育つ
(Inclusion)

③



自分では
移動できない
(Mobility)

④



防災
(Disaster
Preparedness)

【保護者の休息】 進歩した点



在宅レスパイトの導入

多くの市町村で導入が進みました（感謝）。



メディカルショートステイ

県の制度に加え、市町村独自での取り組みも認知が広がっています（多謝）。

家族になにかあった時の「安心」の土台が出来つつあります。

なぜ、「登録」が進まないのか？

申請書類の山

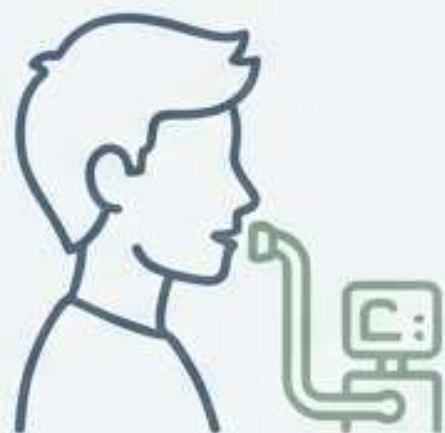


「いざという時」のために登録したいが、その「登録の手間」が壁になっている。

ひとつひとつの書類は書けても、サービスごとに膨大な文書を用意する負担が保護者を圧迫しています。

**手続きの簡素化、一元化が出来ると
ありがたいと思います**

制度の狭間にいる子供たち



Gap 1: 15歳の壁 (The 15-Year-Old Cliff)

対象：15歳以上 × 人工呼吸器ユーザー

課題：受け入れ先が**極端に少ない**。

提言：訪問看護師等のサポートを条件に、一般病院等でも受け入れ可能な仕組み作りを。



Gap 2: 動ける医療的ケア児 (Mobile Medical Care Kids)

対象：動ける医療的ケア児

提言：外部ヘルパー（普段の自宅利用者）を見守り要員として派遣できる柔軟な仕組みの検討をお願いしたい。

これらの狭間を埋めるための、柔軟な制度設計が求められています。

【こどもはこどもの中で育つ】現状とマインドセット

保育園・幼稚園・地域の
小学校での受け入れは着
実に進んでいます。

「お母さんが心配なら、
付き添えばいいのでは？」

親子が社会から切り離され、子供の世界が広がる
チャンスをあきらめてしまう原因になっています。



「こども誰でも通園制度」は、医療的ケア児も対象になりますか？

就学・進学における「調整スピード」の課題

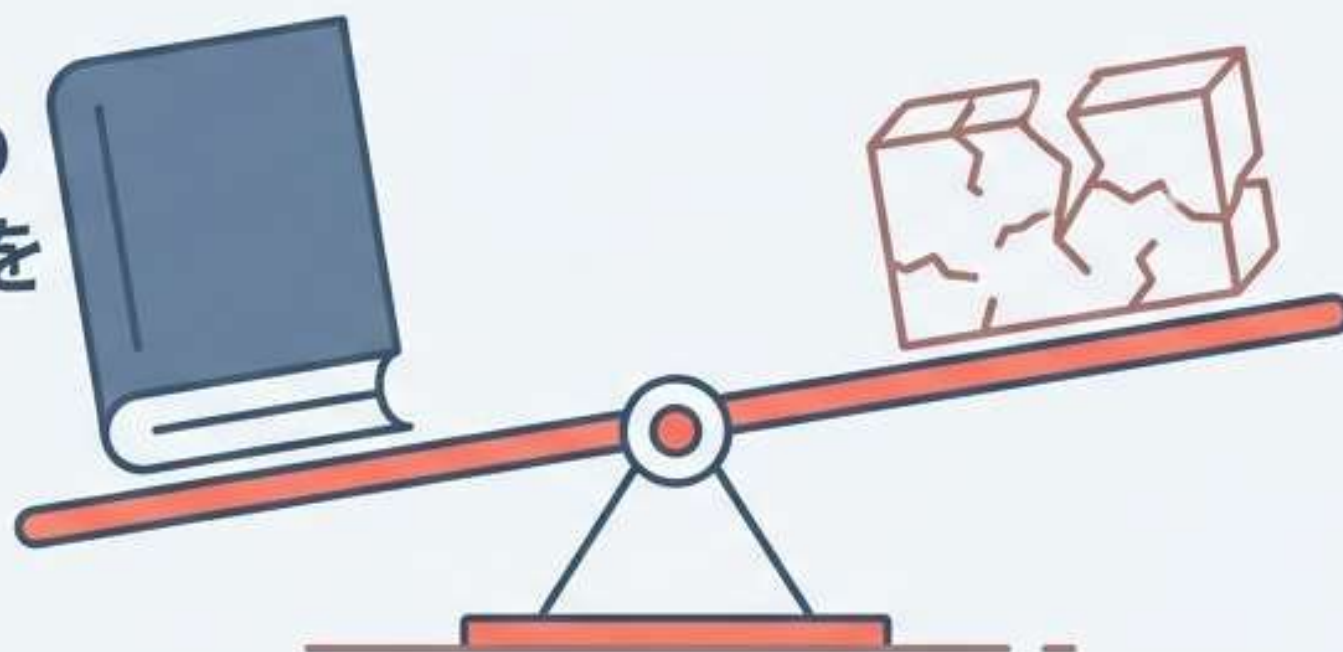


地域小学校進学の調整プロセス

入学後の「根気強い話し合い」だけでなく、
調整プロセス自体が早まると思います。

【自分では移動できない】教育を受ける権利の脆弱性

憲法第26条：すべての国民は...ひとしく教育を受ける権利を有する。



親の体調不良

親が体調不良 = 即、登校不可。

夜間のケアで睡眠不足の親が倒れると、子供の「学ぶ権利」も同時に脅かされます。学校と保護者だけの努力では限界があります。

移動支援の拡充とユニバーサルトイレ

移動支援 (Mobility Support)

		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			



- 月4回（週1回）では、少ないと感じる場合も
- 市町村をまたぐ移動支援も必要な場合があります

ユニバーサルトイレ (Universal Toilets)



思い出作りや外出の前提条件です。まずは自治体施設からの整備をお願いします。

【防災】 水と電源は「命綱」

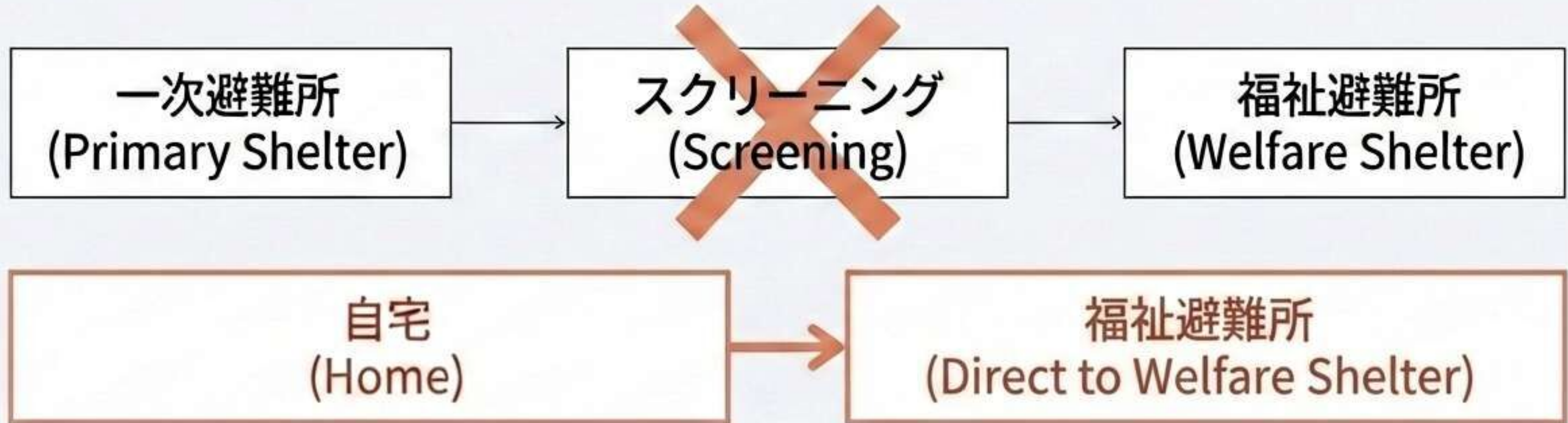


我々には「水」と「電源」が不可欠です。
健常児者以上に、

自宅避難不能 = 生命の危機です。

個別避難計画への明記：水と電源が確実に保証させるように、
計画に盛り込まれるとありがたいです。

直接、福祉避難所に行ける仕組み作りを



- 福祉避難所の「事前指定」を計画作成時に教えていただくと嬉しいです。
- リアルタイムの情報伝達手段（LINE/App）の確立。
- 遠方の場合、車避難を許可する合理的配慮を。

本日の提言まとめ

1 1. 休息

レスパイト登録手続きの簡素化・一元化。15歳以上呼吸器ユーザーの受入先拡大。

2 2. 教育

就学時の調整スピードアップと、親子分離を促す支援マインド。

3 3. 移動

移動支援の日数増・エリア撤廃。ユニバーサルトイレの整備。

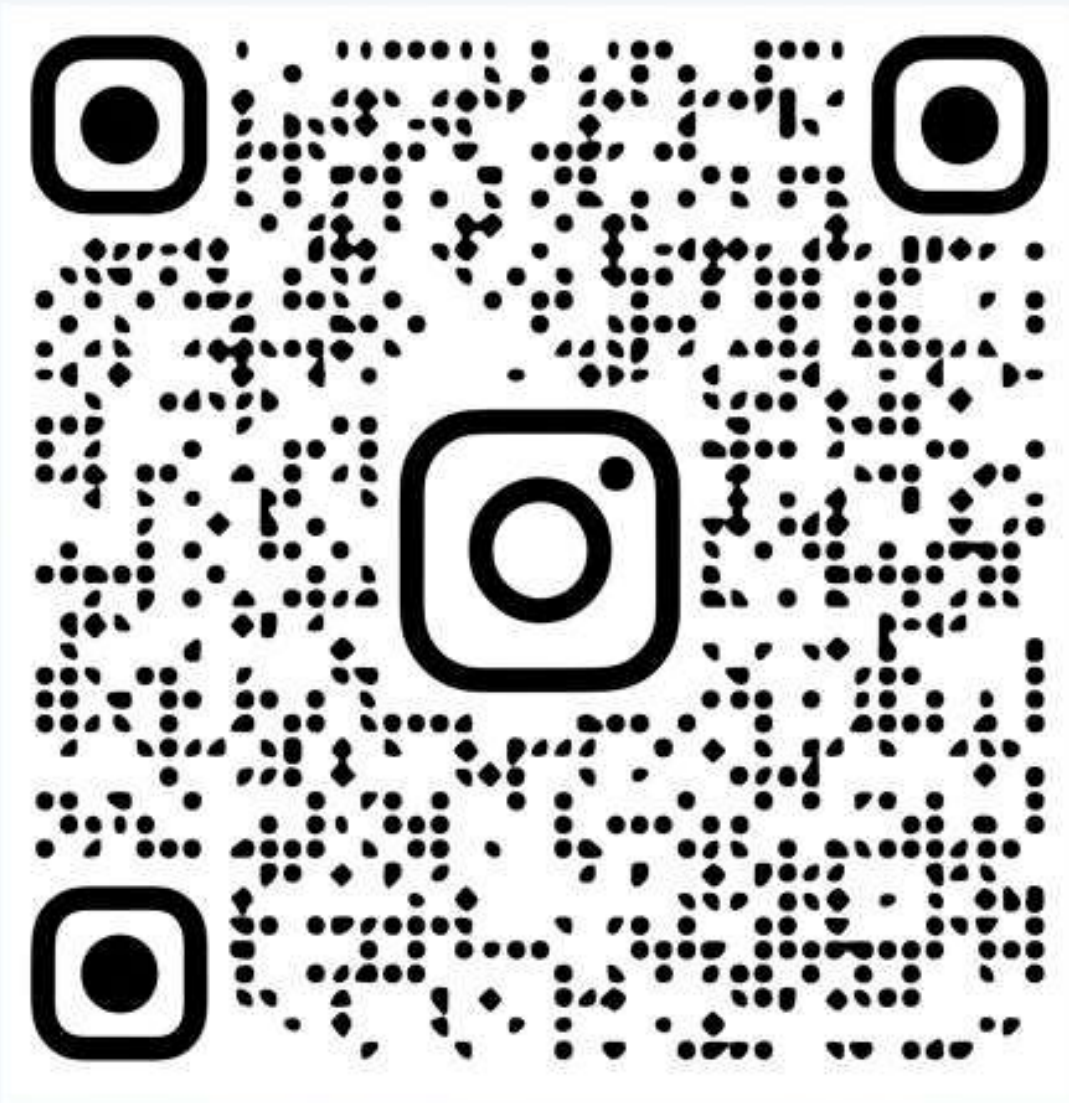
4 4. 防災

福祉避難所の「事前指定」と、電源・水確保の明文化。

私たちは「パートナー」として協力できます

神奈川県下の自治体、法人様からの講演・研修依頼も承っております。
「おしゃべり会」への参加も歓迎です。

Contact & Follow Us



公式Instagram
(活動の様子はこちら)



メールでのお問い合わせ

項 番	設 問	回 答	合 計
1-1	貴市（町村）における医療的ケア児数（18歳以上で高校に在籍している者を含む）の把握状況	把握済（令和 年 月 日時点）：（把握方法 別紙 1 参照）	15市町村
		一部把握済（令和 年 月 日時点）：（把握方法 別紙 1 参照）	16市町村
		把握していない	2市町村
1-2	1-1で把握している医療的ケア児の人数	把握人数の合計値	677人
2-1	貴市（町村）で配置（対価の支払いの有無は問わず）している医療的ケア児等コーディネーターの人数	市町村配置コーディネーター合計人数	100人
(2-1参考)	医療的ケア児コーディネーター配置人数	1 人配置	14市町村
		2 人配置	3市町村
		3 ～ 9 人配置	5市町村
		10人以上配置	2市町村
2-2	2-1で配置している医療的ケア児等コーディネーターの職種（主たる職種をコーディネーター 1 人につき 1 つ回答）	〈訪問〉看護師、保健師、助産師	8市町村
		相談支援専門員	16市町村
		社会福祉士、精神保健福祉士	6市町村
		（メディカル）ソーシャルワーカー	1市町村
		介護福祉士	0市町村
		理学療法士、作業療法士	2市町村
		保育士	1市町村
		教諭、幼稚園教諭	0市町村
		障害福祉サービス職員、介護職員	2市町村
		上記以外の行政職員	2市町村
		その他（具体的に ）	0市町村
2-3	2-1で配置している医療的ケア児等コーディネーターに求める役割（複数回答可）	家族、支援者等への相談対応、情報提供	33市町村
		事例の検討、課題の把握	27市町村
		支援者等への研修の実施	6市町村
		連絡会、会議の企画、運営	12市町村
		自立支援協議会（部会）の企画、運営	6市町村
		関連会議への出席	28市町村
		災害時個別避難計画の作成	7市町村
		災害時支援の検討	9市町村
		実態（実数）把握	10市町村
		政策立案等への助言	7市町村
		その他（具体的に 別紙 1 参照）	1市町村
2-4	2-1で配置している医療的ケア児等コーディネーターの配置方法	直営（市町村の常勤職員を指定）	6市町村
		直営（市町村の非常勤職員を指定）	1市町村
		委託（市町村の基幹相談支援センターや委託相談事業所に配置）	13市町村
		委託（別の社会福祉法人等に配置）	7市町村
		個人に委嘱	1市町村
		その他（具体的に ）	1市町村
2-5	2-1で配置している医療的ケア児等コーディネーターへの対価支払に係る令和 7 年度予算額（千円）	0円～999千円	11市町村
		1, 000千円～9, 999千円	8市町村
		10, 000千円以上	2市町村
		無回答（非公表含む）	3市町村
2-6	2-5の予算財源（複数回答可）	一般財源	19市町村
		国庫補助金（県補助金を含む）	15市町村
		その他（具体的に：他市町村負担金 等）	1市町村
2-7	今後の医療的ケア児等コーディネーターの配置予定	配置する、または増員配置する	11市町村
		配置予定はない、または増員予定はない	10市町村
		配置人数を減らす予定	0市町村
		未定、分からない	3市町村
		その他（具体的に ）	0市町村
2-8	2-7にかかる配置予定人数（要増員計）		63人

項 番	設 問	回 答	合 計
3-1	国の医療的ケア児等総合支援事業実施要綱に規定する「協議の場の設置」の有無	有	23市町村
		無	10市町村
3-2	(3-1で設置している場合) 会議の名称	(別紙 1 参照)	5市町村
3-3	(3-1で設置している場合) 運営主体	市町村が運営	17市町村
		市町村(主)、コーディネーター(副)	1市町村
		コーディネーター(主)、市町村(副)	5市町村
3-4	(3-1で設置している場合) 主な構成員	保健(団体種別 別紙 1 参照)	21市町村
		医療(団体種別 別紙 1 参照)	21市町村
		福祉(団体種別 別紙 1 参照)	23市町村
		教育(団体種別 別紙 1 参照)	15市町村
		保育・子育て(団体種別 別紙 1 参照)	15市町村
		労働(団体種別 別紙 1 参照)	1市町村
		防災(団体種別 別紙 1 参照)	1市町村
		家族会等の当事者団体	6市町村
		その他(団体種別 別紙 1 参照)	5市町村
4-1	(3-1の協議の場以外に) 貴市(町村) 内で医療的ケア児支援の関係所属による会議体の設置の有無	有	12市町村
		無	21市町村
4-2	(4-1で設置している場合) 主な構成所属	保健	8市町村
		医療	7市町村
		福祉	11市町村
		教育	10市町村
		保育・子育て	11市町村
		労働	1市町村
		防災	0市町村
		外部委員(具体的に)	1市町村
		その他(具体的に: コーディネーター)	3市町村
5-1	現在実施している医療的ケア児支援施策一覧のホームページへの掲載	有	11市町村
		無	22市町村
5-2	(5-1で掲載している場合) ホームページの URL	(別紙 2 参照)	
5-3	貴市(町村) 単独で実施している医療的ケア児支援施策	(各市町村の支援施策は別紙 3 参照)	14市町村
			19市町村
5-4	今後、取組を強化すべきと思われる医療的ケア児支援施策【主な施策を 3 つまで回答(例: 個別避難計画の作成)】	(別紙 1 参照)	
5-5	貴市(町村) で困っていること	(別紙 1 参照)	1市町村
5-6	昨年度の本調査結果(及び県市町村担当者会議)を受けて貴市(町村) において変化したこと		
5-7	神奈川県への質問事項	(別紙 1 参照)	

1-1	<p>【把握済】 （令和 8 年 1 月26日時点）把握方法：保健所、子ども課と情報共有 （令和 8 年 1 月28日時点）把握方法：町への相談件数の集計 （令和 8 年 1 月 2 0 日時点）把握方法：登録フォーム・CD・窓口等 （令和8年1月21日時点）把握方法：各関係機関より聴取 （令和 7 年 6 月 1 日時点） 把握方法：庁内照会 （令和8年1月22日時点）把握方法：手帳申請時、障害サービス利用時、病院からのケース相談や、新生児訪問による保健師からの相談を受けた際に把握 （令和8年1月22日時点）把握方法： 当事者や関係機関 （令和 8 年 1 月 2 3 日時点）把握方法：保健福祉事務所との連携等 （令和 8 年 1 月19日時点）把握方法：担当者が名簿を管理 （令和 8 年 1 月 2 3 日日時点）把握方法：母子保健担当保健師からの情報提供 （令和8年1月1日時点）把握方法：手帳申請時 （令和7年10月31日時点）把握方法：こども関連の課で把握している対象児がいるかどうかを確認する （令和 8 年 1 月26日時点）把握方法：日常の相談対応から （令和 7 年 1 月26日時点）把握方法：相談対応の中で把握 （令和 7 年11月 1 日時点時点）把握方法：支給申請等対応の中で把握</p>
2-3	<p>【一部把握済】 （令和6年8月から10月に実施した調査）把握方法：市内・近隣の訪問看護ステーションに対して調査をし把握 （令和2年度時点）把握方法：関係機関経由による実態調査等 （令和7年4月1日時点）把握方法：県の登録フォーム登録者ほか （令和 7 年12月31日時点）把握方法：相談やサービス等申請を受け付けた際に把握 （令和7年12月1日時点）把握方法：相談支援員からの情報等 （令和 7 年 4 月 1 日時点）把握方法：かながわ医療的ケア児支援センター湘南東部圏域ランチ会議調査 （令和 7 年 7 月 1 日時点）把握方法：圏域ナビによる市内事業所へのアンケート （令和7年4月1日時点）把握方法：湘南東部圏域調査 （令和 8 年 1 月 2 6 日時点）把握方法：医療的コーディネーター及び関係機関等からの情報提供 （令和 8 年 1 月 2 6 日時点）把握方法：相談支援専門員・市母子保健・保健所との情報共有、訪問看護情報提供書など （令和 6 年12月 1 日時点）把握方法：関係からの情報提供 （令和7年4月1日時点）把握方法：障害福祉サービス給付費等支給決定情報、市母子保健担当・保健所・医療関係機関からの情報提供 （令和8年1月19日時点）把握方法：窓口相談・他課との連携 （令和 8 年 1 月 2 2 日時点）把握方法：R6年度開催の医療的ケア児支援協議資料、登録フォーム、随時の情報共有 （令和8年1月26日時点）把握方法：福祉サービスや障害児福祉手当の申請状況より （令和8年1月23日時点）把握方法：子育て、教育関係課との情報交換や身体障害者手帳の内容や療育手帳の障害程度にて把握</p>
2-6	<p>【その他】具体的に： 医療・保健・福祉・教育等との連絡調整</p>
3-2	<p>【その他】具体的に： 他市町村負担金</p>
3-2	<p>医療的ケア児連絡調整会議 相模原市医療的ケア児等支援地域協議会 横須賀市医療的ケア児等支援協議会 鎌倉市発達支援システムネットワーク 医療的ケア児等コーディネーター等連絡会 平塚市障がい者自立支援協議会こども部会医療的ケア児支援分科会 医療的ケア児支援者情報連絡会 医療的ケア等支援部会 二宮町医療的ケア児情報連携連絡会 厚木市障害者協議会 一貫した子育て・療育支援プロジェクト つながり会議 医療的ケア児支援協議会 医療的ケア児支援協議会 医療的ケア児連絡会 早期療育・子育て支援に関する検討会議 足柄上地区における医療的ケア児に関する協議の場 足柄上地区における医療的ケア児に関する協議の場</p>
3-4	<p>【保健】団体種別： 保健センター 保健福祉事務所 保健福祉事務所 保健福祉事務所 保健福祉事務所 保健福祉事務所 保健福祉事務所 保健福祉事務所 保健福祉事務所 保健福祉事務所・こども家庭支援課 保福、市母子保健 保福事務所 保福事務所 保福事務所 母子保健 母子保健担当課・保健福祉事務所</p> <p>【医療】団体種別： 医師会・訪問看護 医師会・薬剤師会・歯科医師会・病院 医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会 医師会、訪看 医師会、訪問看護事業所 医療機関 医療機関 医療機関 病院、訪看 訪看 訪看 訪看 訪問看護 訪問看護・医療機関 訪問看護ステーション・医療機関</p> <p>【福祉】団体種別： 基幹、子ども課、福祉課、児相 基幹セ、放デイ等 基幹相談・相談支援事業所・障がい児通所 基幹相談、計画相談 基幹相談センター・相談支援事業所・障がい児通所事業所・児童発達支援センター 基幹相談センター、放デイ 基幹相談支援センター、生活介護事業所 基幹相談支援センター、放デイ 児童発達支援センター・障害児通所支援事業所・障害児相談支援事業所・基幹相談支援センター・障害福祉課 児発・放デイ 障がい担当課・基幹相談支援センター 相談支援専門員、基幹相談支援センター、放デイ、訪問介護事業所 地域活動ホーム、多機能型拠点、療育センター、重心施設 福祉事業所、放デイ 放デイ 放デイ 放デイ</p>

	<p>【教育】団体種別：</p> <p>教育委員会 教育指導課・教育総務課・乳幼児教育センター・特別支援学校 市立小学校長会、市立中学校長会、県立特別支援学校、市立小学校 支援学校・小学校・教育委員会・学童保育連絡協議会 特支校 特支校 特支校 小学校 特支校、教育委員会 特支校、教育委員会 特支校、教育委員会 特別支援学校 特別支援学校</p>
	<p>【保育・子育て】団体種別：</p> <p>こども園 市担当課 市母子保健 保育こども園課・こども育成課 保育園 保育園、市保育課 保育園、児発、放デイ 保育園、幼稚園 保育園、幼稚園協会 保育園担当課 保育会、私立幼稚園協会 幼稚園</p>
	<p>【労働】団体種別：</p> <p>ハローワーク</p>
	<p>【防災】団体種別：</p> <p>※テーマに応じて防災課</p>
	<p>【家族会等の当事者団体】：</p>
	<p>具体的に：</p>
	<p>【その他】具体的に：</p>
4-2	<p>外部委員：具体的に 病院医師又はSW、在宅医、訪問看護師、児童発達支援センター、障害児通所事業所 家族会、訪問看護、医師会、医療機関</p>
	<p>【その他】具体的に：</p> <p>児童相談所、母子保健担当課、医療的ケア児等コーディネーター 医療的ケア児等コーディネーター</p>
5-4	<p>具体的に：</p> <p>（受入先の確保・体制整備等） 受け入れ先の確保・体制整備 3市町村 日中支援や短期入所等の受け入れ先確保 医療的ケア児受け入れ先の拡充（通所先・保育園等） 就園・就学の受入体制の整備 就学に備えた情報連携の強化 通所先等、受け入れ先の拡充 放課後児童クラブでの受入</p> <p>（支援体制の構築） 個別避難計画の作成 7市町村 保育園・学校等における安定した看護師配置 関係機関の連携構築と相談支援の充実 コーディネーターの配置体制 医ケア児支援に関わる医療人材の確保 2市町村 学校、保育園等看護師配置 学校給食における個別対応 関係各所の情報共有、連携強化 個別支援、計画相談支援体制の強化 2市町村 医療的ケア児・者等の訪問看護利用について、保育所や学校 支援者の養成 障害児福祉サービスの利用に向けた円滑な連携 障害福祉サービス事業所など、居宅以外においても利用できる仕組みの構築 保護者の就労支援</p> <p>（個別事業・サービス等） 短期入所等の預かり先の拡充 3市町村 レスパイト 移動支援 通学支援</p> <p>（全般） 災害時の対応（個別避難計画等） 6市町村 医療的ケア児等対象者の全数把握 2市町村 各施設等への医療的ケア児受け入れ 地域の医療的ケア児等の実態や課題の把握 社会資源がない 成人サービスへの移行支援 3市町村 協議の場の設置 財源不足 支援ニーズの掘り起し 社会資源の開発 庁内外の連携強化 入浴課題に関する支援</p>
5-5	<p>具体的に：</p> <p>実態把握 ショートステイの対応 医療的ケア児者の正確な人数の把握 医ケア児のための包括的な体制が無いこと 設問5-4のような社会資源の不足 市内の社会資源不足 社会資源不足 日中の居場所の確保（保育園・児発・放デイ・生介 社会資源不足 教育との連携、医ケア児の放課後の居場所の確保 医ケア児支援に関わる医療人材の確保 対象児の把握方法</p>
5-6	<p>具体的に：</p> <p>医ケア児に関わる支援会議の開催</p>
5-7	<p>具体的に：</p>

市町村	URL
横浜市	https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/iryorenkei/shiensokushin/
川崎市	https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000131869.html
相模原市	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/1026602/kosodate/1026606/jyoho/1034569.html
横須賀市	https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2625/iryoutekikea/ikeajitoushien.html
平塚市	https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kodomo/page20_00024.html
鎌倉市	https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syougaijisha/iryoutekicare.html
藤沢市	https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kodomo-ss/syougai/iryoutekikeaji.html
茅ヶ崎市	https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shogai/1057008.html
厚木市	https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/shogaifukushika/9/17/5242.html
伊勢原市	https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2024032700088/
海老名市	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shogaisha/shogaisha/1016555.html

市町村	項番	所管課の分野 (プルダウンで選択)	事業名	事業概要
横浜市	1	福祉	保育所等医療的ケア児支援看護師研修 医療的ケアを担う障害児通所支援事業所に勤務する看護師等に対する研修	保育所等での医療的ケア児の受け入れの促進およびより安全な受け入れの実現を目的に、看護師・園長・保育士を対象とした研修を実施しています。 また、主として重症心身障害児を受け入れている障害児通所支援事業所等の看護師を対象に、医療的ケア児の受け入れの促進およびより安全な受け入れの実現を目的とした研修を実施しています。
	2	保育・子育て	横浜市医療的ケア児サポート保育園	看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師）を複数配置し、常時、医療的ケア児の受け入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として認定し、医療的ケア児の保育所等での安全な受け入れを推進しています。
	3	医療	医療的ケア児・者等を支える看護師への支援	医療的ケア児を受け入れている保育所や学校、障害福祉施設に従事する看護師に対し、実技等の対面研修を実施しています。
	4	保育・子育て	横浜市医療的ケア児保育教育検討会議	医療的ケア児が安全に保育所等で集団生活を送れるよう、リスク等を事前に把握して準備するために、医療、保育それぞれの見地から意見を聴取する医療的ケア児保育教育検討会議を年6回実施しています。 また、障害や疾病等により集団保育での受け入れが著しく困難な医療的ケア児を対象とした居宅訪問型保育事業についても、同会議を年4回実施しています。
	5	保育・子育て	医療的ケア研修 医療的ケア児保育研究	保育所等における医療的ケア児の安全な受け入れを推進するため、市内の保育・教育施設に勤務する職員を対象に、医療的ケア及び医療的ケア児について学ぶ研修を実施しています。研修の開催にあたっては、神奈川県内各自治体にも周知し、医療的ケア児に関わる自治体職員や医療的ケア児・者等コーディネーターの参加もお受けしています。 また、医療的ケア児が集団生活の中で共に成長できる保育を実施できるよう、保育士として医療的ケアについて学び、保育実践のチャレンジテーマを考え、それを基に園の職員とともに保育を工夫したり、医療的ケア児の保育を行っている園同士で意見交換をしあったりしながら保育を研究します。
	6	福祉	横浜市要電源障害児者等災害時電源確保支援事業 横浜市災害時要電源障害児者等登録制度	在宅で人工呼吸器を使用している方、腹膜透析患者のうち、在宅でAPD装置（自動腹膜透析）を使用している方に対して電源確保支援をするため、蓄電池等の非常電源装置の給付を実施しています。また、災害時（発災前を含む）の支援策の検討等を行うため、電源が必要な医療機器を在宅で利用される方で、支援が必要な方を把握する登録制度も併せて実施しています。
川崎市	7	医療	人工呼吸器等電源を要する医療的ケア児・者等の個別避難計画作成	在宅で人工呼吸器またはAPD装置（自動腹膜透析）を使用している方の個別避難計画の作成を進めています。
	1	福祉	重度障害者訪問看護サービス等支援事業	長時間の医学的管理を日常的に必要とする者に対し、医療保険に基づく訪問看護に付属した訪問看護サービス等の提供を行います。
	2	防災	在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付事業	連続6時間以上人工呼吸器を使用する在宅の方に、非常用電源装置等の機器購入費用を給付します。
	3	防災	医療的ケア児者への発災時の電源確保事業	市内の人工呼吸器を使用している障害児者が、本市が借受けた電気自動車、プラグインハイブリッド車及び自動車からの外部給電に必要な機器により、大規模災害発災による停電時において、医療機器の外部バッテリーへ給電します（事前登録制）。
相模原市	4	その他	あんしん見守り一時入院事業	同一月7日以内の協力医療機関への一時的なレスパイト入院により、生活を継続し、家族の支援を図ります。
	1	福祉	要医療ケア障害児在宅支援事業	医療的ケアを要する重心児がレスパイト等のために利用するメディカルショートの実施を補助するもの
	2	福祉	人工呼吸器使用者非常用電源給付事業	人工呼吸器使用者に対して非常用の電源装置を給付するもの
	3	福祉	重症心身障害児(者)訪問看護支援事業	重心児者を対象に訪問看護を規定の時間を延長して公費負担により利用するもの
	4	教育	看護師研修	児童生徒等の健康と安全を確保するために医療的ケアに係る基礎的な知識や緊急時の対応についての研修を実施
	5	教育	医療的ケア運営委員会	学校における医療的ケア児の関する総括的な管理体制として、医療的ケア運営委員会を年2回開催
横須賀市	6	保育・子育て	専門研修としての医療的ケアに関する研修	保育士向けのキャリアアップ研修の専門研修に医療的ケアに関する研修を年1回実施
	1	福祉	横須賀市医療的ケア児在宅レスパイト事業	医療的ケア児の家族のレスパイトを目的に、医療保険の訪問看護の時間を超えて、訪問看護を利用できるようにする制度です。
	2	福祉	障害児等メディカルショーツステイ運営事業	短期入所が利用できない等の場合に、協力医療機関への入院により短期間お預かりします。
	3	教育	スクールバス運行管理事業	乗車希望のある、医療的ケアが必要な児童生徒について、ワゴン車またはスクールタクシーに看護師が同乗し、通学の支援を行っています。（R7年度は、登校時または下校時に1人当たり週3回）
	4	教育	医療的ケア充実事業	医療的ケアが必要な児童生徒の在籍校に学校看護師または訪問看護ステーション看護師を派遣し、主治医の指示に基づいた医療的ケアを実施しています。
鎌倉市	5	教育	医療的ケア充実事業	市立養護学校に医療的ケア指導医を定期的に派遣して、在籍児童生徒の健康状態の把握、ならびに適切な医療的ケアを行うための指導・助言を受けています。
	1	保育・子育て	鎌倉市認可保育所等訪問看護支援事業	日常的な医療的ケアを必要とする児童が、認可保育所等において安心して生活を送れるようにするため、看護師が保育所等に訪問して医療的ケアを行うもの。
鎌倉市	2	教育	医療的ケアに従事する会計年度職員の雇用	看護師資格をもつ会計年度任用職員を複数名雇用し、医療的ケアを必要とする児童生徒が居住する学区の学校に配置することで、当該の児童生徒が地域の学校において学習を受ける機会を確保するとともに、保護者の付き添いを最小限度に留めることとしている。

市町村	項番	所管課の分野 (プルダウンで選択)	事業名	事業概要
藤沢市	1	保健	小児慢性疾患児・医療的ケア児等災害時情報ノート	小児慢性疾患児・医療的ケア児の普段の様子、ケアや医療内容などをあらかじめ「災害時の協力者」に伝えておくための『災害時情報ノート』の作成。
	2	福祉	医療的ケア児の保護者に向けた防災研修・意見交換会	災害時の想定しご自身と家族の安全確保など自助にむけた準備の重要性を周知し、安心防災帳を活用した在宅避難を視野に入れた準備について研修を行うとともに、意見交換会を実施。
	3	保育・子育て	訪問看護師によるスポット対応	看護師1名のみの勤務日に訪問依頼を行っている
小田原市	1	福祉	医療的ケア提供体制整備事業	放課後等デイサービスが医療的ケアを要する障害児の受入れに当たり必要とされる看護師の配置に要する費用を助成する。
	2	福祉	ケア付き通学支援事業	通学が困難な障害児に対して、放課後等デイサービスが通学に係る移動における医療的ケアの支援を助成する
茅ヶ崎市	1	保健	災害ノート事業	人工呼吸器の方を対象に、災害時に備えるためのノートを支援者と家族で作成する。
厚木市	1	福祉	重度障害児メディカルショートステイ事業	居宅において常時医学的管理が必要な重症心身障がい児等が、家族などの介護者による在宅での療養が一時的に困難になった場合、医療機関に入院を行う制度です。（令和8年度廃止）
	2	保育・子育て	厚木市児童発達支援センター通園支援事業	医療的ケアが必要ななどの理由で、「児童発達支援センターひよこ園」の通園バスに乗車困難な児童に対し、協定事業者のタクシーでの個別送迎に係る費用を負担します。
	3	保育・子育て	児童発達支援事業	重症心身障害児や医療的ケアの必要な児童も、可能な限り受け入れられるよう、看護師等を配置し、安心して通園できる環境を整えています。
	4	教育	学校等訪問看護支援事業	日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒が安心して学校や保育所、幼稚園に通えるよう、訪問看護事業者から看護師を派遣します。
伊勢原市	1	福祉	伊勢原市医療的ケア支援事業	看護師が配置されていない時間帯がある通所施設、作業所、保育所、学校に、看護師を派遣します。
	2	福祉	伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業	在宅の医療的ケア児の家族の休息時間の確保や介護負担の軽減を図るため、看護師を自宅に派遣します。
海老名市	1	教育	支援教育介助員及び看護介助員配置事業	医療的ケアの必要な児童・生徒について、看護介助員を派遣し、教員と連携して医療的ケアを行っている。
	2	教育	支援教育介助員及び看護介助員打ち合わせ会	年2回、打ち合わせ会を開催している。学校ごとに情報共有を行う機会としている。
	3	保育・子育て	保育園受入れ調整	医療的ケア児保育所受入れガイドラインを用いて、医療的ケア児を受け入れる際の各園との調整。
	4	保育・子育て	保育所等看護師派遣事業	医療的ケア児支援協議会にて、医療的ケア児を受け入れる保育所に対し、医療的ケアを必要とする時間帯に看護師を派遣するよう提案。
	5	保育・子育て	学童利用を見越した認識合わせ	在園中の医療的ケア児が進学した際に利用を考えている学童との認識合わせ。クラブ・園・行政の三者で協議を行っている。
座間市	1	教育	看護介助員配置事業	市内小・中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、看護師等でなければ対応できない医療的ケアを安全に実施し、学校における教育活動を保障するため。
	2	福祉	日中一時支援 重度障害者加算	令和7年4月より、下記対象者について1時間当たり900円（最大1日8回まで）の加算を創設した。 ①重症心身障害児者 ②医ケアを要し、看護師配置が必要な児者 ③行動関連項目10点以上の者 ④個別サポート加算（Ⅰ）に該当する児童（未就学児を除く） ⑤その他市長が特に必要があると認めた者
綾瀬市	1	福祉	障害者自立支援センター単独加算	重度障がい者を受け入れるため、看護師を配置した場合に3,129円/日 重度障がい者の介護業務として1,974円/日
	2	福祉	放課後等デイサービス支援事業補助金	医療的ケアが必要な重度障がい児の受け入れの場を市内に確保し、質の高いサービスの提供体制の整備を行う。医療的ケア児を受け入れた場合に3,160円/日、看護師を常勤又は非常勤で雇用した場合に6,000円/日、認定特定行為業務従事者を配置した場合に6,000円/日補助する。
	3	教育	看護介助員配置（会計年度任用職員）	特別支援学級に在籍している医療的ケア又は看護が必要な児童生徒に対し、看護師の有資格者である看護介助員が主治医及び保護者の指示に基づく介助、看護及び観察を行っている。
	4	教育	小・中学校宿泊行事等看護師及び障がい児童・生徒介助員配置業務委託	障がいのある児童・生徒の野外活動や修学旅行等の宿泊を伴う学校行事に「介助員」を配置し、参加児童・生徒の安全確保や学習活動の充実を図る。
	5	保育・子育て	医療的ケア児保育所等受入れ体制整備事業	日常的に医療的ケアを必要とする児童が安心して保育所等へ通えるよう、保育所受入れに関するガイドラインを策定する。